

無料低額診療事業

東京都済生会向島病院は社会福祉法人であり、社会福祉法第2条3項の規定に基づき、無料低額診療事業を行っています。

無料低額診療事業とは

病気やけが等により生計困難をきたす恐れのある方、経済的な理由により必要な医療を受けることができない方を対象として、医療を受ける機会が制限されることがないように、医療費の一部またはすべてを免除し安心して医療を受けていただくための事業です。

対象者

- ・市民税非課税世帯の方、またはそれに準ずる所得の方
- ・生活困窮者
- ・路上生活者
- ・DV(家庭内暴力)被害者
- ・病気や障害などで収入がなくなり困っている方
- ・経済的理由により診療費の支払いが困難な方 等々



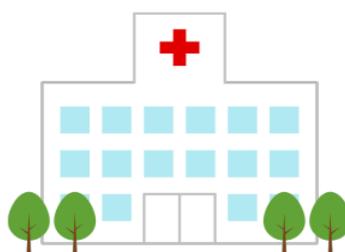
相談方法

地域医療支援センター・地域医療連携室 医療ソーシャルワーカーへご相談ください。 ※相談は無料です。お気軽にご相談ください。
(他の公的制度が利用できる場合は、そちらをお勧めする場合があります)

ご相談をお受けした後、院内規定により必要書類を作成し、審査致します。適用が決定すると、医療費の自己負担分が減免または免除となります。

免除の範囲

- ・診療費(入院・外来)
- ・保険外診療の内、当院で定めたもの
- ・その他必要と認めるもの



【お問い合わせ】

地域医療支援センター・地域医療連携室 医療ソーシャルワーカー

TEL:03-3610-3651(代表) 03-3610-3784(直通)

受付時間 月曜日～金曜日(日・祝日を除く) 9:00～17:00 土曜日 9:00～13:00

※業務の関係でお待たせすることがあるため、事前に予約のご連絡をお願い致します。